令和7年4月1日改定
株式会社愛知建築センター

◆フラット35 適合証明業務手数料

（1）一戸建て住宅（新築）

(税込)単位：円

種別	基本手数料			建設住宅性能評価による現場検査省略※[1]
	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	
フラット35	13,200	16,500	16,500	8,800
フラット35竣工済み特例	55,000			-

※[1]当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合に限る。

（2）共同住宅・賃貸住宅（新築）

(税込)単位：円

申請戸数	基本手数料		建設住宅性能評価による現場検査省略※[1]
	設計検査	竣工現場検査	
10戸以下	88,000+3,300×戸数	77,000	8,800/通
11戸以上		77,000+3,300×（戸数-10）	

※[1]当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合に限る。

（3）加算手数料

(税込)単位：円

◆フラット35Sを選択の場合に、下記表のとおり設計検査手数料に加算します。

	省エネルギー性	耐震等級	バリアフリー性	耐久性・可変性
一戸建て住宅	40,700	22,000	16,500	5,500
共同住宅等	5,500×戸数	基本手数料の50％	5,500×戸数	5,500×戸数

◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。

◆再検査は22,000円（税込）又は基本手数料の50％のうち高い手数料とします。

◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

◆以下のいずれかの住宅については上表手数料に50％を加算をします。

①当社への建築確認の併願申請がない場合。

②建築確認における審査の特例がある場合。

③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。

④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。

⑤階数４以上の住宅、１住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。

⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。

⑦紙面にて申請を行う場合。

◆当社にて住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネルギー性能適合性判定、低炭素建築物技術的審査にて基準が確認できる場合は加算しません。

◆設計検査を省略の場合で、省令準耐火を選択の場合は、中間現場検査又は竣工現場検査の申請時（いずれか先の申請時のみ）に3,300円（税込）を加算します。
平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとします。

◆限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査、審査が困難と判断されるものは別途見積りとします。

◆適合証の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

◆適合証の郵送のご希望の場合は、郵送手数料として1,100円（税込）を加算します。

（4）変更手数料

(税込)単位：円

申請種別	変更内容		手数料
一戸建て住宅	構造に関わる項目		13,750
	構造以外の１項目ごと		8,800
	誤記補正		5,500
	当社が軽微と判断した場合	変更にかかわる項目ごと	5,500
共同住宅等	構造に関わる項目		基本手数料の30％
	構造以外の１項目ごと		5,500×戸数
	誤記補正		5,500×戸数
	当社が軽微と判断した場合	構造に関わる項目	基本手数料の10％
		構造以外の１項目ごと	5,500×戸数

◆変更にかかわる手数料は竣工現場申請に加算します。

（5）中古住宅手数料

	手数料
中古住宅	165,000
リノベ	別途見積り

◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。